

令和 7 年度特別職報酬等審議会 答申概要

（１）主な内容

- 特別職の報酬等については、平成 8 年 12 月に改定されて以降、約 30 年間据え置かれている状況。
- 近年の社会経済情勢や他市の状況などを踏まえると、一定の増額はやむを得ない。
- 持続可能な議会体制を維持するために、常勤に準ずる出勤体制のもと、限られた優秀な議員が能力を発揮できる環境づくりや、女性議員や若年層の政治参加を促進することも、今後、質の高い議会運営を実現する上で欠かせない視点とし、大胆な議会改革を前提とした抜本的な報酬体系の見直しが必要。
- 市議会議員につきましては、定数を 10 名に精鋭化した上で、特別職の報酬等の額を次のとおりとすることが適当であると判断。
- 約 1,550 万円の財政負担の削減が見込まれる。
- 改定を実施する場合は、議会改革の状況を見据え、次期議員改選後に行うことが妥当。

（２）議員定数を 10 名とした場合の報酬等の額

役職名	改定後月額	現行月額	改定額
市長	950,000円	865,000円	+85,000円
副市長	730,000円	692,000円	+38,000円
教育長	650,000円	618,000円	+32,000円
議長	700,000円	433,000円	+267,000円
副議長	630,000円	379,000円	+251,000円
議員	600,000円	358,000円	+242,000円